

クリーニング師とは・・・

Q.クリーニング師って何？

どのような人のことをいうか考えてみよう。



<役割>

・クリーニング所の衛生に関して総括する立場＝衛生面の責任者



業務に従事した後1年以内に都道府県知事が定めた研修を受けた後、3年ごとに研修を受ける

※たくさんの役割があり、状況に応じて適切な行動を取る判断力も必要です。

黄色の部分試験によく出るところなのでしっかりと覚えましょう。

Q. 次の場所でクリーニング師が必要な場合は○を、不要な場合は×を書きなさい。

クリーニング所	クリーニング所（取次店）

クリーニング所の営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、業務従事者の5分の1の者に対して指定講習を受けさせ、さらに3年ごとに同様の講習を受けさせなければならない。

クリーニング師の免許

○免許取得申請手続

試験合格地の・・・

- ・申請書
(本籍, 住所, 氏名及び生年月日)
- ・戸籍の謄本又は抄本^{こせき どうほん しょうほん}
- ・業務を行おうとする場所

申請

都道府県知事

○再交付^{さいこうふ}

- ・免許証を破り, 汚し, 失ったとき・・・
⇒1ヶ月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付申請
- ・免許を発見した場合
⇒5日以内に免許を与えた都道府県知事に提出

○その他の申請

- ・本籍又は氏名を変更したとき
⇒10日以内に免許を与えた都道府県知事に訂正の申請
- ・登録の抹消
⇒死亡, 失そうの場合は, 1ヶ月(1月)以内に免許を与えた都道府県知事に返納

○免許の取り消し

都道府県知事は, クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処されたときは, その免許を取り消すことができる。

- ・「クリーニング業に関して犯罪を犯して～」
⇒クリーニング業法に関する違反, 顧客から寄託^{きたく}された洗濯物を横領^{おうりょう}して処罰された場合等, クリーニング業の経営に直接関係のあるもの
- ・免許の取り消し処分を受けた者は, 5日以内に免許を与えた都道府県知事に返納

クリーニング師の研修

クリーニング師は, 業務に従事した後1年以内に都道府県知事が指定したクリーニング師の資質向上を図るための研修を受け, その後は3年を超えない期間ごとに当該の研修を受けなくてはならない。

⇒営業者は, 業務多忙を理由として研修を受講させないことは認められない。

⇒研修を受講させる義務がある。

Q.もしみんなが試験に合格したら研修をする必要はあるかな?理由も答えよう。



<練習問題>

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師が、受けなくてはならない研修の時期についての記述について正しいものを選びなさい。

ア 業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間
イ 業務に従事した後3年以内に、その後は3年を超えない期間
ウ 試験に合格した後1年以内に、その後は3年を超えない期間

- 2 クリーニング師の免許証の再交付、訂正及び登録の抹消に関する記述について誤っているものは選びなさい。

ア クリーニング師は、免許証を破り、汚し、または失ったときは、1ヶ月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
イ クリーニング師は、その本籍または氏名を変更したときは、10日以内に免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
ウ クリーニング師が死亡し、または失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者は、登録の抹消のため、6ヶ月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

- 3 クリーニング師の免許申請は誰にすればよいか、正しいものを選びなさい。

ア 試験合格地の都道府県知事
イ 本籍地のある市町村長
ウ 厚生労働大臣

- 4 次のうち、クリーニング師の免許の申請に添付する必要のないものを選びなさい。

ア 戸籍の謄本又は抄本
イ 受験票
ウ 業務を行おうとする場所

- 5 クリーニング師が免許証を取り消される場合の記述のうち正しいものを選びなさい。

ア クリーニング業に従事するクリーニング師が、伝染性の疾病にかかったとき。
イ クリーニング師が、クリーニング業に関し犯罪をして罰金以上の刑に処せられたとき。
ウ クリーニング所の業務に従事するクリーニング師が、都道府県知事が行う研修を受けなかったとき。